

緊急事態宣言

発出中

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者が減少せず、極めて高い水準にあることから、『緊急事態宣言』が発出されています。

これまでも、皆さんには感染を防ぐ行動にご協力いただいておりますが、引き続き警戒を緩めることなく、感染拡大防止の取り組みに、ご協力をお願いいたします。

緊急事態宣言要請内容(1月20日現在)

期間 1月8日～2月7日(日)

- 内容**
- ・ 不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛
特に、20時以降の不要不急の夜間外出自粛
(医療機関への通院、食料、医療品、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、野外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)
 - ・ 飲食店の営業時間の短縮
 - ・ テレワークの徹底 など

公共施設を休館しています

緊急事態宣言が発出されたことにより、公共施設の一部休館や、利用の制限を行っています。

期間は、おおむね2月7日(日)までですが、今後の感染状況によっては、期間を変更する可能性があります。

利用可否の最新情報は、市ホームページでご確認ください。

利用(予約)ができない主な公共施設(1月20日現在)

- ・ 各市民センター(東・南・北・富士見・大橋・西 住民票や税の証明書などの発行を取り扱っている市民センターは引き続き発行を行っています)
- ・ 市民活動推進センター
- ・ 女性センター
- ・ 農業交流センター
- ・ 老人福祉センター
- ・ 海洋センター

市HP
「市内公共施設の一部休館
および利用制限について」



支援などの最新情報

市ホームページに、生活や事業に関する各種支援などの情報を集約したページ「新型コロナウイルス感染症情報」を作成し、最新情報を発信していますので、ご確認ください。

市HP
「新型コロナウイルス感染症情報」



イベントなどの中止・延期

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、開催する予定であったイベントの一部中止・延期を決定しました。

対象イベントは、市ホームページで随時情報を更新していますので、ご確認ください。

市HP
「イベントの中止・延期のお知らせ」



自分のために、
大切な人のために、
みんなのために、
始めよう。続けよう。

～新しい生活様式を実践しよう～



不要不急の
外出や移動を
控えよう

特に20時以降
の外出は自粛
しよう



人との間隔は
できるだけ
2m空けよう

会話をするとき
は真正面を避け
よう



手洗いは
30秒かけて
丁寧に

うがいも忘れな
いようにしよう



マスクを
着けよう

咳エチケットも
徹底しよう



みんなで乗り越えよう

厚生労働省HP
「新しい生活様式」



こまめに
換気をしよう

密集、密接、密
閉の「3密」を
避けよう



毎朝の
体温測定と
健康チェックを

体調が悪いとき
は無理せず自宅
で療養しよう



料理に集中、
おしゃべりは
控えめに

食事の際も会話
をするときはマ
スクを着けよう



テレワークや
ローテーション
勤務を

時差出勤も活用
しよう

